

港区赤坂四丁目(赤坂薬研坂南)地区



細分化された街区における市街地再開発事業の実現

都心にありながら、小規模なビル街に混在する虫食い状の低未利用地が多くあった赤坂薬研坂南地区。民間事業者による土地取得が進められていたものの、再開発が頓挫していました。

UR都市機構は、土地有効利用事業により地区内の低未利用地を取得し、市街地再開発事業の利害関係者の一員となることで地元住民の信頼を得つつ、再開発事業のコーディネート役として市街地再開発事業を促進し、土地の高度利用と都市機能の更新、公共施設の整備等、都市再生に寄与しました。

地区の情報

- 所在地： 東京都港区
- 区域面積： 約1.1ha
- 事業手法等： 第一種市街地再開発事業(組合施行)、土地有効利用事業
- 事業スケジュール：
 - S55年頃 民間事業者による用地の買収始まる
 - S63年 赤坂四丁目再開発研究会発足
 - H3. 3 赤坂四丁目周辺地区更新基本計画作成(港区)
 - H5. 5 赤坂四丁目薬研坂地区再開発基本計画作成(港区)
 - H5. 7 赤坂四丁目薬研坂地区街づくり勉強会設立
 - H7. 1 赤坂四丁目薬研坂南地区街づくり協議会設立
 - H9～11 地元活動の中断
 - H10. 7 民間事業者による住宅・都市整備公団(現・UR都市機構)への土地持ち込み
 - H11. 5 公団が用地の一部を先行取得
 - H11. 5 港区より公団に対して街づくりへの参画・協力要請
 - H13. 2 再開発準備組合設立
 - H13. 9 事業協力者の決定
 - H14. 4 都市計画決定
 - H15.11 特定業務代行者の公募
 - H16. 1 特定業務代行者決定
 - H16. 5 再開発事業の施行区域認可
 - H16. 7 公共施設管理者同意
 - H16.10 再開発組合の設立認可、市街地再開発事業の事業認可
 - H18. 2 市街地再開発事業の権利変換計画認可(UR都市機構は地区外転出)
 - H18. 8 施設建築物の建築工事着工
 - H21. 6 施設建築物(パークコート赤坂 ザタワー)の建築工事完了

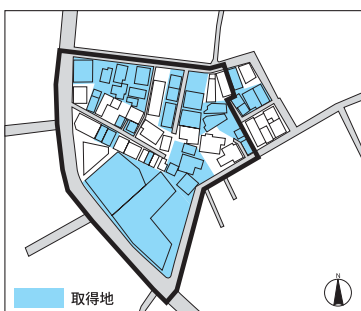
UR都市機構の役割

再開発事業のコーディネート

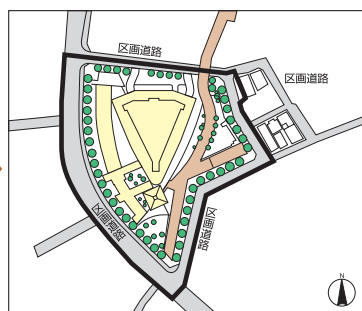
- 地区内地権者との権利調整
- 再開発事業の立ち上げ支援
- 再開発準備組合の運営支援
- 都市計画決定への誘導
- 事業リスクの低減と民間事業者の参画誘導
- 事業用地の一部先行取得と土地保有
- 代替地の提供による早期転出希望者への対応



[整備前]



[整備後(建物等配置図)]



[完成建物]